別記様式第１号

岩石の採取に伴う災害防止及び採掘跡地整備に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と採石業者　○○（以下「乙」という。）は、岩石の採取に伴う災害防止及び採掘跡地整備に関する協定実施要領（以下「実施要領」という。）第４条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（災害防止義務）

第１条　乙は、○○採取場（以下「採取場」という。）の採取を終了したときは、速やかに認可採取計画に基づく災害防止措置を完了しなければならない。

２　乙は、この協定締結時から採取場の廃止後２年を経過するまでの間（法第３３条の１７の規定に基づく災害防止命令を受けた場合は、当該命令を履行するまでの間）、採取場で岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止する義務を負う。

３　甲は、前項の期間中、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙に災害防止措置を行うよう命じることができる。

(１)　採取に伴う災害防止のため必要と甲が認めたとき。

(２)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更正手続開始の申立てがあったとき。

(３)　会社法（平成１７年法律第８６号）第５１１条の規定による特別清算開始の申立てがあったとき。

(４)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがあったとき。

(５)　破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項の規定による破産の申立てがあったとき。

(６)　銀行取引停止処分を受けたとき。

(７)　前各号に定めるもののほか、採取の継続が著しく困難又は不能となったと甲が認めたとき。

（災害防止措置の代行）

第２条　甲は、乙が前条に定める災害防止措置を実施しないときは、乙に対し、甲が指定する期間内に災害防止措置を完了すべき旨を書面で催告するものとする。

２　甲は、乙が前項の甲が指定する期間内に災害防止措置を完了しないときは、乙に代わって災害防止措置を行うことができるものとする。

３　前項の規定により甲が行う災害防止措置（以下「代行災害防止工事」という。）の内容は、認可採取計画及び採取場の状況等を考慮し、甲が定めるものとする。

４　乙は、甲が第２項の規定による代行災害防止工事を行うときは、事業区域内の土地の所有者その他の関係者の工事施工に対する同意を徴するなど、当該工事の施工に関し、必要な協力を行うものとする。

（代行災害防止工事費用の求償）

第３条　甲は、代行災害防止工事を行ったときは、速やかに、当該工事に要した費用の支払を書面により乙に請求するものとする。この場合において、甲は、当該費用の明細を明らかにしなければならない。

２　乙は、前項の規定による請求があった日から４０日以内に当該請求に係る全額を支払わなければならない。

（代行災害防止工事の費用の内訳）

第４条　前条の代行災害防止工事の費用は、次に掲げる費用の合算額とする。

1. 代行災害防止工事に係る工事請負費

(２)　代行災害防止工事に係る設計委託料

(３)　前２号に掲げるもののほか代行災害防止工事を行うために必要な事務費

（担保の提供）

第５条　乙は、前条に定める甲の債権の担保として、次に掲げる定期預金債権（利息を含む。以下同じ。）に質権を設定し、この協定締結と同時に、甲に差し入れるものとする。この場合において、乙は、定期預金債権に係る証書及び定期預金債権に係る債務者である金融機関の質権設定に対する承諾を証する確定日付のある書面（以下「質権設定承諾書」という。）を提出しなければならない。

金融機関名　　○○○

名義人　　　　○○○

金額　　　　　○○○

証書番号　　　○○○

証書日付　　　○○○

満期日　　　　○○○

（報告及び立入調査）

第６条　甲は、この協定に定める乙の義務の履行を確保するために必要な限度において、乙に対し、災害防止措置の状況について報告を求め、又は当該職員に事務所、採取場に立ち入り、災害防止措置の状況及び帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（協定の終結）

第７条　この協定は、第１条第２項に規定する期間を経過する日をもって、終結するものとする。

２　甲は、この協定の終結後、乙の求めに応じ質権設定承諾書、預金証書及び協定書を返還するものとする。ただし、この協定により設定した質権を新たな認可採取計画に充当する場合は、この限りでない。

（協定の解除）

第８条　認可採取計画及び採取場の状況等を考慮し、災害防止措置の施行が不要又は不能若しくは著しく困難と甲が認めた場合には、この協定を解除することができる。

２　この協定の締結の日以後、認可採取計画の変更等に伴い、甲及び乙が、災害防止措置に関し、新たに岩石の採取に伴う災害防止及び採掘跡地整備に関する協定を締結したときは、この協定は解除したものとみなす。この場合において、乙が差し入れた担保の返還については、前条の規定を準用する。

（協定に関する紛争の解決）

第９条　この協定の内容又は履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、乙は責任をもって解決するように努めなければならない。

（協議）

第１０条　この協定について疑義があるとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

1. 熊本県

　　　 　代表者　熊本県知事　　　 　　　　 印

1. 住所又は主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名又は名称及び代表者の氏名　　　　印